

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく 個別整備計画の改定方針

1 改定趣旨

区では、平成27年5月に『公共施設等の整備に関するマスタープラン』に基づく個別整備計画（以下「個別整備計画」という）を策定し、財政状況を勘案しつつ「いたばしNo.1 実現プラン 2018」に施設整備事業を位置付け、施設の改築・改修等を実施している。

今般、個別整備計画策定後の状況変化や課題に的確に対応し、施設の再編・整備を着実に実行していくために、次期No.1プランの策定と合わせて、個別整備計画を改定する。

2 改定の背景

○公共施設等の整備に関するマスタープラン（以下、「マスタープラン」という）を策定した平成25年5月以降、労務費の上昇等により、建設コストが上昇している。

○平成28年6月の児童福祉法改正を踏まえて、新たな行政需要として（仮称）子ども家庭総合支援センターを整備することとした。

○国から長寿命化に関する一定の考え方が示された（「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」、平成29年3月）。

3 マスタープラン及び個別整備計画の現況

(1) マスタープランの現況

マスタープランについては、「今後の施設整備に向けた基本方針¹」が「板橋区基本計画 2025」（平成28年1月策定）の「公共施設等の整備に関する基本方針」に継承されたことで役割を完了したものとし、「基本計画 2025」に継承した基本方針や更新経費削減目標については、堅持する。

(2) 個別整備計画の現況

個別整備計画で定めた工程表については、3か年の事業量は概ね「No.1プラン 2018」の「実施計画」編に反映されているが、10か年の事業量については、「基本計画 2025」に事業量として反映されていない施設がある。

また、「個別整備計画第1期の集約・複合化プラン」について、ハード面からの検討が主体だったため、施設のあり方検討を含めたソフト面の検討を行い、魅力の創造と行政サービスの維持向上の観点から再構築する必要がある。

さらに、行政サービスの見直しを含めた施設のあり方検討を行うためのスキームがないという課題がある。

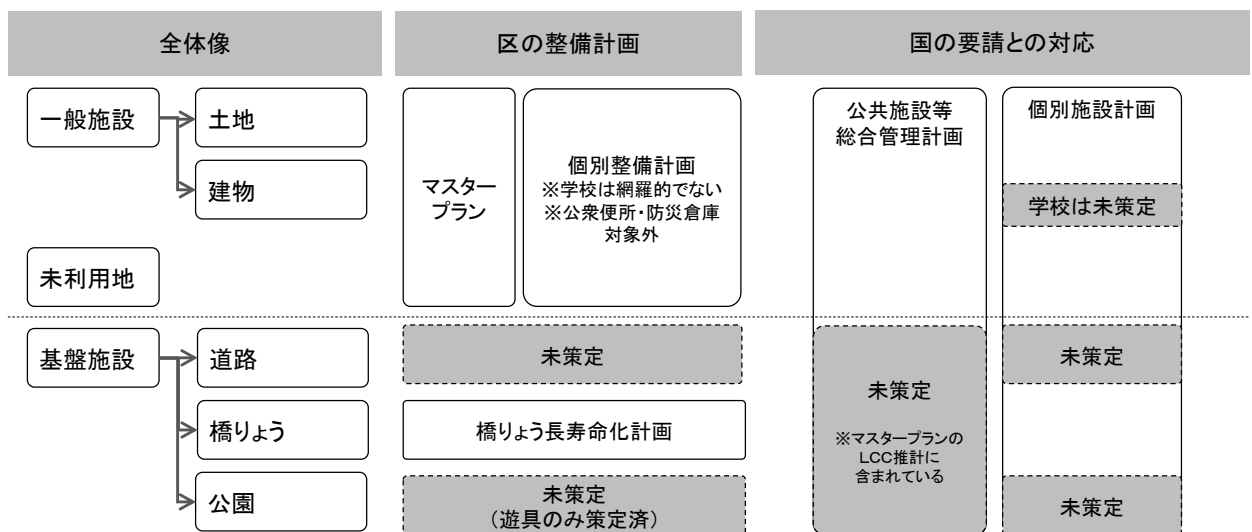
¹ マスタープランにおける「今後の施設整備に向けた基本方針」：1 施設総量の抑制、2 計画的な管理・保全による耐用年数の延伸、3 区有財産の有効活用

(3) 国の「インフラ長寿命化基本計画」との対応関係

国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月策定）に基づき、各地方公共団体は「公共施設等総合管理計画²⁾」及び「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）³⁾」を策定することとされている。

区では、マスタープラン及び個別整備計画をもって「公共施設等総合管理計画」と位置付けており、個別整備計画をもって「個別施設計画」の策定に代えることとしているが、小・中学校、道路・橋りょう・公園といった土木構築物、防災倉庫や公衆トイレなどの小規模施設が網羅されていない。

公共施設等の更新費用は今後大きな財政負担となることから、将来を展望した経営資源の全体最適を実現するために、公共施設等の総合的なマネジメントを行う必要がある。



国の計画との対応関係イメージ図

4 改定方針

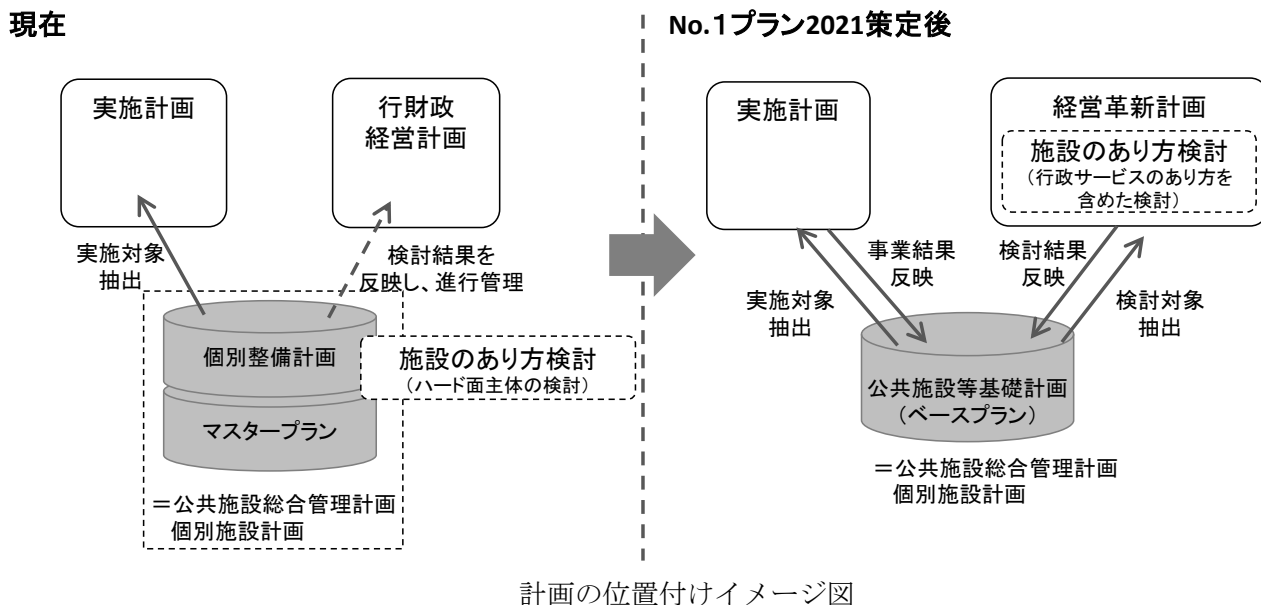
(1) 個別整備計画の位置付けを明確にする。

- ① 公共施設の改築・改修等の実施時期の目安を明らかにした情報からなる基礎計画（ベースプラン）とする。ベースプランはNo.1プランの策定に合わせて更新していく。
- ② 公共施設整備の事業化にあたっては、ベースプランを基に「実施計画」編に位置付ける。
- ③ 行政サービスの変化に応じた見直しが必要な公共施設の機能について、「経営革新計画」編に位置付ける。

²⁾ 「公共施設等総合管理計画」：国の「インフラ長寿命化基本計画」における「行動計画」に相当する。「公共施設等」とは、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構築物、上・下水道等、プラント系施設等も含む包括的な概念である。

³⁾ 「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」：国の「インフラ長寿命化基本計画」において平成 32 年度までに策定することとされている。施設分野によっては、各省庁において策定のマニュアル・ガイドライン等を作成している（学校施設、スポーツ施設、公営住宅等）。

- ④ 集約・複合による公共施設再編については、「経営革新計画」編に位置付けて検討し、その結果を「実施計画」編で具体化するサイクルを確立する。



- ⑤ 国が求める「インフラ長寿命化基本計画」における「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設の長寿命化計画」として、小・中学校及び土木インフラ分野を含めて一本化することをめざす。

(2) 計画策定後の状況変化に対応するための改定を行う。

- ① 長寿命化の判断基準を明確化し、躯体健全性や劣化状況等のデータに基づいて、長寿命化の可否判断を行う。
- ② 建設費の高騰を踏まえた適切な単価を設定し、将来 LCC 推計を見直す。
- ③ 個別施設のあり方検討や具体的な整備の進捗、統廃合によって新たに生じた未利用資産等をベースプランに反映させる。
- ④ 新規に整備することが決定した（仮称）子ども家庭総合支援センターをベースプランに位置付ける。

5 改定方法及び改定スケジュール

「No.1 プラン 2021」と同様